

平成30年第6回北上市教育委員会定例会

1 日 時 平成30年5月29日（火） 午前10時

2 場 所 北上市役所本庁舎5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

小 原 善 則

薄 衣 景 子

高 橋 きぬ代

高 橋 善 郎

照 井 渉

5 説明のため出席した職員

【 教 育 部 】

教 育 部 長 高 橋 謙 輔

総 務 課 長 菅 野 和 之

学校教育課長 高 橋 亨

子育て支援課長 高 橋 博 信

文化財課長 高 橋 博

学校給食センター所長 千 田 研 洋

鬼の館館長 島 津 秀 仁

中央図書館長 高 橋 景 子

【まちづくり部】

まちづくり部長 阿 部 裕 子

生涯学習文化課長 及 川 勝 彦

スポーツ推進課長 平 野 大 介

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案4件が原案のとおり可決、承認された。

議案第9号 北上市立博物館協議会委員の任命について

協議第5号 北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

協議第6号 北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準条例の一部を改正する条例について

協議第7号 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額規則の一部を改正する規則について

協議第8号 北上市立幼稚園保育料等徴収規則の一部を改正する規則について

協議第9号 北上市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午前10時00分)

教育長 ただいまから平成30年第6回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教育長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長 次に、日程第2、教育長事務報告に入ります。

資料は、定例会日程の次のページをご覧ください。

今定例会では、4月26日（木）開催の岩手県教育委員会との意見交換会について、5月16日（水）から19日（土）まで開催された全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会「一関大会」について、5月24日（木）、25日（金）に開催された岩手県市町村教育委員会協議会定期総会についての3件をご報告いたします。

まず、4月26日（木）岩手県市町村教育委員会との意見交換会ですが、例年、年度初めと年度末の年2回開催されております。年度初めには、当該年度の岩手県教育委員会教育行政施策の概要について、関係各課から5分程度説明があり、年度末には、当該年度の1年間を振り返って概略的総括と次年度の岩手県教育委員会の教育行政施策（案）の説明を行うものであります。

今年度は、現在進行中の「いわて県民計画」が、平成21年度からの10ヶ年計画の最終年度、また、同時に策定された「岩手の教育振興計画」も平成21年度からの10ヶ年計画の最終年度にあたることから、さまざまな施策の成果指標として定めた数値目標に対して、どの程度の成果があったのかが大きく問われる1年間となります。また「いわて県民計画」と「岩手の教育振興計画」の次期計画を策定する年度となる等、例年以上に緊張感を持った1年となると感じました。

ご説明をいただいた内容については項目として報告しますがその項目数は下記の 28 項目です。

- 1 平成 30 年度岩手県教育委員会経営計画について
 - 2 教職員の勤務負担軽減について
 - 3 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定について
 - 4 平成 30 年度教員研修計画「基本研修内容」などについて
 - 5 学校司書について
 - 6 小中学校事務長の配置について
 - 7 教職員の心と体のケアについて
 - 8 市町村立学校の労働安全衛生管理について
 - 9 平成 30 年度学力向上関係事業などについて
 - 10 義務教育の諸課題について
 - 11 特別支援教育の推進について
 - 12 産業・復興教育関連事業について
 - 13 生徒指導上の課題について
 - 14 平成 31 年度の学級編制の進め方について
 - 15 今後のコミュニティ・スクールに向けた展開について
 - 16 社会教育主事講習について
 - 17 「いわて教育の日」について
 - 18 学校と岩手県立博物館との連携について
 - 19 学校と岩手県立美術館との連携について
 - 20 三陸防災復興プロジェクト 2019 の実施について
 - 21 「介護の仕事」魅力発信事業について
 - 22 東日本大震災津波伝承館愛称募集について
 - 23 小中学生を対象とした絵画コンクールの開催について
 - 24 次世代育成支援について
 - 25 男女混合名簿の使用に関する勧告を受けた今後の対応について
 - 26 教職員の綱紀保持について
 - 27 部活動の運営の適正化に向けて
 - 28 「岩手県子どもの生活実態調査」の実施について
- 以上、28 項目について説明を受けました。

詳細については、関係各課長に写しを報告することにしておりますが、今後のコミュニティ・スクールに向けた展開では、平成 34 年度には、県内 33 の全ての市町村に於いて、全ての学校

でコミュニティ・スクールを展開したいという内容であり、対応を迫られていると感じました。来月6月には、県教育委員会の担当者が各市町村を廻ってその説明に伺いたいとのことでありました。

また、男女混合名簿の使用に関する勧告を受けた今後の対応についての項目では、岩手県男女共同参画条例に基づく「いわて男女共同参画プラン」を推進していく上で、各種会議や研修などに於いて男女共同参画社会の基礎作りに資する学校教育の意義や男女混合名簿の意義などに関する周知を図るように勧告されたものであります。また、各種会議等を通じた県の取り組みの情報提供などによって、市町村に対しても男女混合名簿の使用に関して、より一層の検討を働きかけるよう勧告されました。この件につきましては来月6月にも全県調査を実施する予定であるとのことでした。なお、平成29年度調査による県内小・中・高校における「男女混合名簿の使用状況調査」によりますと、小学校で122校37.8%、中学校で30校18.7%、高等学校39校60.9%で採用しているとの回答が紹介されました。

次に、5月16日（水）から19日（土）まで開催された全国都市教育長協議会定期総会・研修会一関大会についてですが、お手元に、関連する新聞記事をコピーしてお付けいたしましたので、ご覧いただきたいと思えます。

55年ぶりに岩手県内において開催されるということで、県内14都市教育長が実行委員会を結成して対応いたしました。全国802都市の教育長のうち、約500名が参加し、盛大に開催され、分科会研究や分野別研究発表など、たいへん有意義な研究大会となりました。また、例年、著名な講師をお招きしての講演会にかわって、岩手の子供たちの生き生きとしたステージ発表をご覧いただくという企画を実施しました。一関市内の小学生を中心としたダンスグループのステージ発表、一関中学校の特設合唱部の発表、高校生代表としては北上翔南高校鬼剣舞部のステージ発表に大きな拍手をいただきました。また、今年度は、東日本大震災津波による被災地を巡る防災研修が計画され、全国から70名を超える教育長が陸前高田市内に宿泊し、最終日の5月19日土曜日は陸前高田市の戸羽市長の講演、被災された語り部ボランティアからのガイド説明、そして釜石東中学校の元防災教育担当教諭で現在は岩手大学にご勤務されている森本准教授からの防災教育講話を受講するたいへん内容の濃い4日間

でありました。中でも最終日の防災教育研修では、国道 45 号線沿いと海岸沿いに立地していたことにより、壊滅的に被災した陸前高田市立気仙中学校跡地に立ち、語り部ボランティアからの解説を聞きました。参加した全国の教育長が一様に驚き、感心し、防災教育の重要性を再確認する場面が強く印象に残っております。数日前のいわゆる前震の際には、気仙中学校の教職員と生徒は、避難マニュアル通りに、隣にある少し高台の気仙小学校校庭への避難を行い、数cmの津波に対応したとのことでした。

しかし、3月11日の大地震の際には、尋常ではない揺れと感じた教職員の判断で、全員が気仙小学校とは反対側の、国道45号線を南下して気仙小学校よりもかなり高い山側まで避難して大津波から逃れ、一晚を山で過ごして全員が助かったということでした。

その経緯が説明され、一同感心し日常的な避難訓練の重要性と、臨機応変に状況判断する能力育成の大切さを学ぶことができました。これまでも何度か大震災当時のことを学んできましたが、実際に現地に立ち、被災した語り部ボランティアからの説明を聞き、家族を亡くしながらも街の復興に取り組んでいる戸羽市長からの講演を聴き、森本准教授からの防災教育の重要性を再認識できたことはたいへん有意義でありました。また、今大会の開会行事の中で、表彰規定により6年以上の教育長在職により、不肖私が全国57名を代表して表彰状を受領してまいりました。歴代の教育委員長をはじめ、教育委員の皆さまや教育委員会事務局の各課長さんなど多くの皆様のご支援とご指導のお陰と感謝いたしております。ありがとうございました。

次に、5月24日（木）25日（金）に行われました岩手県市町村教育委員会協議会定期総会について報告いたします。

この協議会には、教育委員長・教育委員部会と教育長部会の2つの部会で構成されていますが、県内全ての市町村に於いて、新教育委員会制度となり、教育委員長職の方がいなくなりましたので、教育委員部会と教育長部会との2つの部会構成とする会則の改正でありました。

また、定期総会については教育長のみ出席により来年度以降開催するとの改正内容の説明がありました。教育委員の皆さまの研修事業は例年通り実施するもので、今年度の場合には、10月11日（木）、12日（金）に、釜石市に於いて、教育委員

研修会が実施されます。

北上市からは、4名の教育委員のなかから代表者1名に参加していただく予定であります。2月には、県内全教育委員を対象とした県内市町村教育委員研修会が、例年通り盛岡で開催されます。また、東北6県市町村教育委員連合会研修会が7月12日（木）、13日（金）、山形市を会場に予定されております。なお、北上市教育委員会では、教育委員の皆さまに中央で開催される研修会への参加を勧める市独自の研修会派遣として、昨年度もご参加いただきました文部科学省主催の東京での委員研修会も予定しており、教育委員の皆さまのご都合と併せて、後日ご相談させていただきます。

以上であります。

教育長 ただいまの報告について、御質問がございましたならお願い致します。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

教育長 それでは日程第3、議事に入ります。

初めに、議案第9号北上市立博物館協議会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。

博物館長

博物館長 ただいま上程になりました議案第9号北上市立博物館協議会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

北上市立博物館協議会委員であった高橋齋さんが平成30年3月31日をもって辞任されました。高橋前委員は北上観光コンベンション協会からの推薦者であったことから、後任の委員として現事務局長の小笠原達也さんを任命しようとするものであります。

北上観光コンベンション協会から推薦された小笠原さんは、観光に係る知識と経験を有しているほか、市政にも長く携わっており、適任と確信しております。

なお、任期は前任者の残任期間とし、平成30年6月1日から

平成 31 年 7 月 31 日までの 1 年 1 か月とするものであります。

よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第 9 号について、御質問等がありましたならばお願いします。

博物館長 補足の説明はありますか。

(資料説明)

教育長 御質問等がありましたならばお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 それでは、議案第 9 号について、原案の通りご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 異議なしと認めます。

教育長 次に、日程第 4 協議に入ります。

はじめに、協議第 5 号北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長 ただいま上程になりました協議第 5 号北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、協議の理由を申し上げます。

いじめの防止等の対策を推進するため、北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき北上市いじめ問題対策連絡協議会を設置しておりますが、平成 30 年 5 月 31 日をもって委員の任期が満了することから、7 人を引き続き任命しようとするものであります。

任期は、平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までとする

ものであります。

いずれも経験、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議第5号について、御質問等がありましたならばお願いします。

教育長 補足の説明はありますか。

学校教育課長 (資料説明)

教育長 御質問等がありましたならばお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 それでは、協議第5号について、原案の通りご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 異議なしと認めます。

教育長 次に、協議第6号北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準条例の一部を改正する条例について議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第6号北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準条例の一部を改正する条例について、協議理由を申し上げます。

国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大しようとするものであります。

改正の内容であります。教員免許の更新を受けていない場合においても資格要件を有することを明確に規定するほか、学

歴など現行の規定に該当しない者であって、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者を資格要件に加えようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議第6号について、御質問等がありましたならばお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長 （資料説明）

教育長 御質問等がありましたならばお願いします。

高橋きぬ代委員 放課後児童支援員の資格要件は、今まではその他どのようなものがあって、どのような資格を持った方が行っていたのですか。そして、今の説明の中で資格要件を満たさないけれども、その事業に関わってきた方ということですが、そういった資格要件を満たさない方も特例として行なってきた方がいたという事ですか。

子育て支援課長 資格要件はこれ以外にどんなものがあつたのかということですが、資料の方が改正文案だけで恐縮でした。

例えば、保育士の資格を有する者、または、社会福祉士の資格を有する者。高等学校を卒業した上で2年以上児童福祉事業に従事した者、大学において社会福祉学・心理学、これらに相当する過程を修めた者（大卒の方）、専門学科を履修された方。大学院もその通り、履修された方ということでございます。あとは海外の大学で同じような社会福祉学、そういったものを履修された方という事がございます。

高等学校卒業の方につきましては、2年以上放課後児童健全育成事業に従事する。高等学校卒業の方は、それに類似した事業を経験された方までという規定になっております。

先ほどの追加の部分で「5年以上従事した者で市長が相当と認めた者」とありますが、例えば、外国の高等学校を卒業して

日本に来たという場合は、これまでの規定では該当しないということがあったようです。岩手県内では事例はありませんでしたが、都市部の方ではあったと思います。そのような形でこれまで資格要件を満たさないために職員になれなかった部分を改正したらどうかとの要望、意見が地方からあり、地方分権一括法の考えに沿って省令を改正したものです。先ほどの学歴の部分だけで申し上げましても、それを証明するものがない場合、基礎資格がないと認められるようになっておりましたので、こういった規定を設けまして市町村にその資格があるかどうか、適当なものかどうかということを含めて、その枠を広げたというような形になってございます。いずれにしましても、そのような形で勤務成績や勤務態度など加味して適当と認めるということになると思います。

薄衣委員 年齢等の制限とかはありますか。

子育て支援課長 年齢の方の規定はありません。

高橋善郎委員 直接の質問ではないのですが、もっと間口を拡げて、今まで資格者としてなかった部分を認められたものはいいのですが、そういう方が働いていった場合にそれを資格として何か発行されるのでしょうか。

子育て支援課長 職員になる場合には、こちらの規定では基礎資格ということと職員になることが出来るということになります。一定程度の研修を受けた上での職員という形で採用になるということになります。そもそも、この基礎資格がないとまずは職員になれないという規定になっています。

高橋善郎委員 基礎資格は持っているとは認められる。従事することによって、何かの資格が新たに発行されたり、ウェートが上がったりということはなく、強いて言えば働きながら新たな資格をチャレンジしていくということで、個人のスキルをあげるという図式になっているのでしょうか。

子育て支援課長 職員に採用される場合には、岩手県等の研修を受けないといけない事になっています。その上で職員になる。更にスキルア

ップ講習を受けて組織の中でスキルアップを図られるということです。そして、処遇改善につながりステップアップが図れるということです。この規定自体はその大前提の職員になれるかどうかということです。

教育長 協議理由の説明の中で、教員免許の更新を受けていない場合においても、資格要件を有することを明確に規定するということがございました。小学校・中学校・高校・幼稚園等の教員の免許状のことです。学校教育課長、学校教員の教員免許状の更新制度について、少し説明していただけますか。

学校教育課長 教員免許の更新については免許法が変わりました。今までは一度教員免許を取れば、永久にそれが効果を発揮するというものでした。それが免許更新をしなければならないというように免許法が変わりました。その期間が、10年に一回ということです。現在は、この法律に変わってもう10年くらいは経ちますので、今、学校で働いている先生方は全員が新免許状という免許を持っていることとなります。この方々は10年の期限付きの免許状ということとなります。その期限が切れる前の2年間を使って、岩手県教育委員会では免許更新講習をやっております。その講習を受けて更に次の10年間有効となる免許を取得するというシステムになっております。

先ほどの幼稚園の免許更新をしなかった場合というのがありますが、例えば大学で免許は取ったけれども、一般企業に務めたとか、教育関係ではなかったという方々については免許が無くなるわけではありません。休眠状態であるということで、免許更新講習を受ければまた復活します。免許講習を受けなければ有効な状態にはならない。つまり学校で働ける状態にはならないというシステムになっております。

教育長 学童保育所では、1回取っていれば認めますよというのが、今回の規定になっています。

免許更新をするためには、講習会に行かなければならない。受講してテストを受けなければならぬ、そしてお金がかかる。それがかなり高い。

学校教育課長 はい。数万円程度。30時間の講習を受けなければなりません。

教育長 そうすると、免許更新をしないというお母さんもいるわけです。そういう人でも、学童保育所の支援員さんにはなれますよという改正になります。

高橋きぬ代委員 いま、職員の項目を改正したところだけあげていますが、元々の条例の中に「研修」という項目はありますか。この方たちはこれから家庭に代わって家庭の一部分を担うような重要な施設になっていると思いますので、ある面では、学校以上にこの自由時間というか規定時間が少ないからこそ、どのように子ども達と接していくのかがとても重要だと思います。そのことに関わっての研修は条例の中で規定されていますか。

子育て支援課長 研修の義務「研修をしなければならない」という規定の部分だと思いますが、こちらの方では条例そのものに研修について明確なものはございません。こちらの資格の部分、また別なもので、条例ではない基準の方で定められているものがあります。そちらの方では細かく、資格や免責など規定されていますので、私どももそれで参酌しております。

教育長 それでは、協議第6号について、原案の通りご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教育長 異議なしと認めます。

教育長 次に、協議第7号北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第7号北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育施設に係る低所得世帯の利用者負担の上限の引下げが行われたことか

ら、利用者負担額について所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の利用者負担額を軽減しようとするものであります。

なお、この規則は、平成30年4月1日から適用するものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜わりますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議第7号について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長 補足の説明はありますか。

(資料説明)

教育長 御質問等がありましたらお願いします。

高橋善郎委員 いま、ご説明いただいた枠の対象になる方は現在、実際にどのくらいいらっしゃいますか。

子育て支援課長 現在、人数は6名でございます。資料3、市の財政負担というところにもありますが、負担の歳入の減額といたしましては108,000円となります。ただし、国・県の方で負担がその分増えますので、今のところにあります158,400円。

ウのところでも市の負担もこの関係で増えるということで、それぞれ差し引き2,400円の負担でということになります。

教育長 その他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 それでは、議案第7号について、原案の通りご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教育長

異議なしと認めます。

次に、協議第8号北上市立幼稚園保育料等徴収規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第8号北上市立幼稚園保育料等徴収規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育施設に係る低所得世帯の利用者負担の上限の引下げが行われたことから、幼稚園保育料について所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の保育料を軽減しようとするものであります。

なお、この規則は、平成30年4月1日から適用するものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長

補足の説明はありますか。

(資料説明)

教育長

御質問等がありましたらお願いします。

高橋善郎委員

さっきと同じ質問になりますが、該当しているお子さんはどれくらいいるのか確認しておきたいと思えます。

子育て支援課長

今回の77,101円未満の階層の該当者ですが、全部で86名でした。

高橋きぬ代委員

保育園・幼稚園の保育料の利用者負担額の規制というのは、ここ何年かで何回かに渡って、国でも市でも行われてきたと思えますが、逆に、対象にならない人たちというのは何%位いるのか気になりました。

子育て支援課長 細かい数字については、後日説明申し上げたいと思います。

教育長 その他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 それでは、議案第8号について、原案の通りご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教育長 異議なしと認めます。

最後に、協議第9号北上市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第9号北上市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、協議理由を申し上げます。

国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める国庫補助限度額等の改正に合わせて、当該補助金について所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯の私立幼稚園を利用する保護者負担額を軽減するため、補助金の限度額を引き上げようとするものであります。

なお、この告示は、告示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用するものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長 補足の説明はありますか。

(資料説明)

教育長 御質問等がありましたらお願いします。

教育長 この内容は、保育園・公・私立、幼稚園・公・私立、それから認定こども園まで全てカバーするということですか。

子育て支援課長 はい。

照井 渉委員 協議第9号に関しては、私立の幼稚園に就園する世帯へのものですか。対象になるのは北上市内では5園ですか。

子育て支援課長 はい。

薄衣委員 先ほどの質問の何%くらいかというのをここでも含めて、知りたいと思います。

 以前は、保育園、私立幼稚園は高いというイメージを持っていましたが、だいぶこれで負担も少なくなっているのではないですか。

子育て支援課長 現在、全般的な国の流れを申し上げますと、平成25年度から3歳児～5歳児までの幼稚園の無償化に合わせて、幼児教育・幼児保育の無償化の部分がどんどん進んできています。その流れの中で、国の財源の許す部分でということの軽減がどんどん進んできています。ようやく階層の部分で77,100円の減額になっているということで、順次その負担額が少なくなっているということです。やはり、総合的に幼児教育の無償化が進んでいるということは、この制度の軽減の拡充の部分で感じる所であります。

教育長 それでは、議案第9号について、原案の通りご異議ございませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教育長 異議なしと認めます。
以上で本日の会議を閉じさせていただきます。

 （閉会 午前11時06分）